

<報道発表資料>

カテゴリー：募集

令和5年10月16日

「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）」 に対する県民コメント（意見募集）の実施について

県では、令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の策定を進めています。

このたび、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）」を取りまとめましたので、「埼玉県県民コメント制度」により、県民の皆様からの御意見を募集します。

1 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第1項に基づき策定する、本県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。

（2）計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間

（3）計画の目標

困難な問題を抱える女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現

2 意見の募集期間

令和5年10月17日（火曜日）～11月15日（水曜日）（必着）

3 資料の入手方法

埼玉県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/jyoseishien/shienplan.html>

また、次の窓口で閲覧、配布を行います。

- ・埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課（県庁本庁舎 3 階）
平日 8 時 30 分～17 時 15 分 Tel 048-830-2925
- ・埼玉県県政情報センター（県庁衛生会館 1 階）
平日 9 時～17 時 Tel 048-824-2111（代）（内線 2890）
- ・埼玉県男女共同参画推進センター
平日（月曜日から土曜日、第 3 木曜日を除く）9 時 30 分～21 時
休日（日曜日、祝日）9 時 30 分～17 時 30 分 Tel 048-601-3111
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所 平日 8 時 30 分～17 時 15 分
 - 南部 Tel 048-256-1110 南西部 Tel 048-451-1110
 - 東部 Tel 048-737-1110 県央 Tel 048-777-1110
 - 川越比企 Tel 049-244-1110 西部 Tel 04-2993-1110
 - 利根 Tel 048-555-1110 北部 Tel 048-524-1110
 - 秩父 Tel 0494-24-1110 東松山事務所 Tel 0493-24-1110
 - 本庄事務所 Tel 0495-24-1110

4 意見の提出方法

（1）記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

県外在住の場合は通勤・通学する市町村名

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

は必ず記載してください。

（2）提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 DV対策担当あて

イ ファクシミリの場合

ファックス番号：048-830-4755

ウ 電子メールの場合

E-mail a2250-06@pref.saitama.lg.jp

※郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「困難な問題を抱える女性支援基本計画」としてください。

※意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※御意見については、別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により「4(1)記載事項」を必ず記載し、御提出ください。

5 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた御意見を考慮して、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定します。
- (2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。(プライバシーに関する内容を除きます。)。
なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。
- (3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

6 動画による説明

「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(案)」の基本的な考え方などについて、次のとおり動画による説明を行います。

(1) 日時

令和5年11月1日（水曜日）～11月15日（水曜日）

YouTubeを使用予定

(2) 内容等

- ・「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）」の概要説明

※動画については、以下のホームページから御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/jyoseishien/shienplan.html>

7 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 DV対策担当

TEL 048-830-2925（直通）

FAX 048-830-4755

E-mail: a2250-06@pref.saitama.lg.jp